

会則（入会確認事項及び誓約書）

第 1 章総則

第 1 条（定義） 本会則は、株式会社スリーアーク（以下「会社」という。）が運営するスリーアークジム（以下「本クラブ」という。）に適用するものとする。

第 2 条（運営・管理・目的） 本クラブは会社が運営・管理を行い、会員が本クラブ内の諸施設（以下「施設」という。）を利用し、運動を通じて心身の健康維持および増進を図ることを目的とする。

第 2 章会員

第 3 条（会員）

1. 本クラブは会員制とし、入会の際は店舗ごとに定められた会員種別にて契約し、利用範囲に応じて施設を利用することができる。
2. 会員契約は、会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新されるものとする。

第 4 条（入会手続） 会員は、本会則を承認のうえ会社所定の入会手続きを行い、会費およびその他会社が定める料金を納入し、会社により資格を認められたときに本クラブの会員となる。

第 5 条（入会資格）

1. 本クラブへの入会資格は、以下のすべてに該当する者とする。
 - ① 満 18 歳以上であること。
 - ② 本会則および会社、本クラブならびに登録店舗が定める諸規則（以下「本会則等」という。）を遵守できること。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 1. 感染症、感染性のある皮膚病その他これに類する疾患を有する者。
 2. 第 28 条に定める反社会的勢力に該当する者。
 3. 妊娠中であり、かつ医師よりトレーニングを禁止されている者。
 4. 医師により運動を禁止されている者。
 5. 会社がクラブの円滑な運営に支障を来すと認めた者。
 6. 過去に本クラブまたは会社が運営する施設より除名された者。

7. 氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できない者。
2. 会社は必要に応じて、医師の健康診断書の提出を求めることがあり、健康状態等により入会または継続を断ることがある。

第6条（未成年者の入会）未成年者が入会を希望する場合は、本人およびその法定代理人が連署の上で入会手続きを行うものとする。この場合、法定代理人は本人と連帯して本会則等に基づく責任を負うものとする。

第7条（会員証）

会員が施設を利用する際は、会社が定める所定の手続きを行わなければならない。

第8条（会費等）

1. 会員は、会社が定める諸会費、諸料金その他の費用（以下「会費等」という。）を納入するものとし、納入済みの会費等は、会社が認めた場合を除き返還しない。
 2. 特典適用期間中および各キャンペーン中に入会された会員については、最低継続期間を6ヶ月とし、それ以前に退会する場合、残存期間分に相当する違約金が発生するものとする。
- ただし、会社の責に帰すべき場合はこの限りではない。
3. 会費等の金額、支払時期および支払方法は、会社が別に定める。
 4. 会社は、必要と判断した場合または経済・社会情勢等により、会員種別や会費等を改定できるものとし、1ヶ月前までに告知を行う。
 5. 契約終了後であっても、未納の会費等は支払う義務を負う。
 6. ロッカーキー紛失時には、会社所定の費用を支払うものとする。

第9条（諸手続）

1. 会員は氏名、住所、連絡先等に変更があった場合、速やかに所定の変更手続きを行わなければならない。
2. 会社からの通知は、施設内掲示またはウェブサイトへの掲載によって行い、これにより全会員が通知を受けたものとみなす。重要事項については個別に連絡を行う。
3. 会社の通知は、会員が届け出た最新の連絡先に送付され、変更手続きを怠ったことにより通知が不到達であっても、通常到達したものとみなす。

第10条（会員権の譲渡等）

会員は、会員資格を譲渡、貸与、または名義変更することはできない。

第 11 条（会員資格の喪失）

会員は、以下のいずれかに該当する場合、会員資格を喪失する。

1. 自らの意思による退会届が会社により承認されたとき。
2. 本人が死亡したとき。
3. 本会則に基づき除名されたとき。
4. 本クラブまたは登録店舗が閉鎖されたとき。
5. 破産または民事再生の申立てがなされたとき。

第 12 条（除名）会員が以下のいずれかに該当する場合、会社は当該会員を告知の上除名することができる。

1. 第 5 条の入会資格を喪失したときまたは入会資格を満たさないことが判明したとき。
2. 本会則等に違反したとき。
3. 会社、本クラブまたは登録店舗の名誉を傷つけ、または秩序を乱したとき。
4. 会社が定めた期限を過ぎて会費等を滞納し会社からの警告・督促にも応じず支払わないとき。
5. 入会に際して、会社に虚偽の申告をしたとき。
6. 法令違反の事実が発覚する等、会社が本クラブの会員としてふさわしくないと判断したとき。
7. 第 20 条に掲げる禁止行為を行ったとき。
8. その他会社が除名相当と認めたとき。

第 13 条（予約およびキャンセル）

1. 会員は、本クラブを利用するにあたり、事前に本クラブ所定の方法により予約を行うものとする。
2. 予約は先着順とし、枠数には限りがあるものとする。本クラブは、予約確定後であっても、不可抗力その他やむを得ない事由がある場合には、当該ジム利用を中止または変更することができるものとする。
3. 会員がジム利用の予約をキャンセルする場合は、当該予約日の 前日のスタッフ滞在時間内に、電話または公式ラインによりその旨を連絡するものとする。
4. パーソナルトレーニングおよびストレッチの予約キャンセルは、予約の 前日のスタッフ滞在時間内に、電話または公式ラインによりその旨を連絡するものとする。
5. 前項の期限を過ぎてキャンセルした場合、または無断キャンセルの場合は、チケット 1 枚を消費したものとみなす。

6. 前各項の期限を過ぎてキャンセルを行った場合、または無断キャンセルを行った場合には、本クラブの判断により、以後の予約受付の制限、注意喚起その他必要な措置を講じることができるものとする。

第 14 条（休会）

1. 会員が本クラブを休会する場合は、毎月 9 日までに所定の休会手続きを行わなければならない。
2. 休会費は 1 ヶ月につき 550 円（税込）とする。
3. 休会期限終了後は自動的に会費の請求が開始されるものとする。
4. 休会手続きを行う時点で滞納がある場合には当該滞納分を完納しなければならない。
5. ノースタッフ DAY においては、休会の手続きは一切受け付けない。ノースタッフ DAY が申請期限日に該当する場合、前営業日までに手続きを完了しなければならない。

第 15 条（退会）

1. 会員が自己都合により退会する場合は、毎月 9 日までに、会員本人またはその法定代理人が登録店舗の受付にて退会届の提出、その他会社所定の手続きを完了し、会社の承認を得なければならない。電話、FAX、電子メール等による申出は無効とし、本人または法定代理人以外の代理人による手続の場合には、委任状の提出を要する。
2. 会員は、退会が有効となる月末までの会費等を支払う義務を負い、未払いがある場合には完納しなければならない。
3. 退会届が提出されない限り、施設利用の有無にかかわらず、会費等の支払い義務は継続するものとする。
4. 会員が自己都合により会費等の全部または一部を 3 ヶ月間滞納した場合、退会扱いとし、滞納分については現金または会社が指定する方法により支払わなければならない。
5. 退会申請期限日がノースタッフ DAY に該当する場合、前営業日までに退会手続きを完了しなければならない。

第3章施設の利用

第16条（諸規則の遵守） 会員は施設利用にあたり、本会則等を遵守し、施設内では本クラブのスタッフの指示に従わなければならない。

第17条（施設利用範囲）

会員の施設利用範囲、利用条件および特典等は、会社が別途定めるものとする。

第18条（ビジターの利用）

1. 会社が実施するキャンペーン等により、会員以外の者（以下「ビジター」という。）が施設を利用できることがある。
2. ビジターの利用に際しては、第5条に準じた入会資格を有する者に限り、本会則が適用される。
3. ビジターは、会社所定の利用料金を支払わなければならない。

第19条（入場禁止・退場命令） 会社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、施設への入場を禁止し、または退場を命じることができる。

1. 酒気を帯びている場合。
2. 一時的な筋肉のけいれん、意識喪失等の症状を招く疾病を有することが判明し、会社が危険と判断した場合。
3. 第5条第1項各号に該当することが判明した場合。
4. 他の施設利用者に迷惑となる物品や動物を持ち込んだ場合、またはその恐れがあると会社が判断した場合。
5. 営利目的で施設を利用していると認められる場合。
6. 会社および施設スタッフの正当な指示に従わない場合。

第20条（禁止事項） 会員は、施設内において以下の行為を行ってはならない。

1. 他の施設利用者や施設スタッフへの誹謗中傷。
2. 暴力行為（殴打、押す、拘束など）。
3. 威嚇行為や迷惑行為（大声、奇声、進路妨害など）。
4. 投擲、破壊、叩く等の危険行為。
5. 施設設備等の故意による損壊や無断持ち出し。
6. 待ち伏せ、つきまとい、過度な話しかけ等。
7. 面談や電話等によりスタッフの正常な業務を妨害する行為。

8. 痴漢、のぞき、露出、その他法令・公序良俗に反する行為。
9. 刃物等の危険物の持ち込み。
10. 物品販売、営業、金銭の貸借、勧誘、政治活動、署名活動。
11. 高額金銭または貴重品の持ち込み。
12. 補助犬を除く動物の持ち込み。
13. 喫煙（電子タバコ・無煙タバコを含む）。
14. 会社の許可なく施設内を撮影する行為（携帯電話を含む）。
15. 非会員を施設内に入店させる行為。
16. 運動に不適切と会社が判断する服装・装飾・履物での利用。
17. 運動以外の目的による長時間滞在。

第 21 条（健康管理）

1. 会員は、自己の責任において健康管理を行うものとする。
2. 感染症、感染性疾患その他これに類する疾患に罹患した場合は、本人または法定代理人が速やかに登録店舗に届け出るとともに、適切な措置を講じなければならない。

第 22 条（損害賠償責任）

1. 施設利用に際し、会員または第三者に発生した事故に関して、会社に故意または重大な過失がない限り、会社は一切の責任を負わない。
2. 会員またはその法定代理人が、自己の責により会社・従業員・第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を負うものとする。
3. 会員が、本クラブの施設の備品または設備を故意または過失により破損した場合は、その損害について全額の損害賠償責任を負うものとする。

第 23 条（盗難・紛失および忘れ物）

1. 施設利用中に発生した盗難・紛失・毀損については、原則として自己責任とし、会社は責任を負わない。ただし、会社に故意または過失がある場合は、適切な範囲で賠償責任を負う。ロッカー内の収納物も同様とする。
2. 忘れ物は、発券日より 2 週間保管いたします。保管期間を過ぎた場合は所有権を放棄したものとみなし、廃棄等の処分を行うことができる。ただし、貴重品は最寄の警察署に届け出る。

第4章施設の営業

第24条（営業時間）

1. 本クラブの施設の営業時間は、原則として24時間とする。
2. スタッフによる受付および対応時間は平日12時から21時、土日祝日は10時から19時とする。
3. 変更がある場合はクラブ内掲示、公式ライン、公式Webサイトでの利用者に通知するものとする。
4. 利用者は上記営業時間および受付時間を事前に確認し、これを遵守するものとする。

第25条（休業）

1. 会社は、次のいずれかに該当する場合において、施設の全部または一部を休業することがある。
 - ① 天災、地変、気象情報の発令、行政指導、法令その他やむを得ない事由の発生時
 - ② 施設の改装または修繕等が必要な場合
 - ③ その他営業上必要と認められる場合
2. 予定されている休業については、原則として1週間前までに告知を行う。ただし、第1項第1号に定めるやむを得ない休業については、事前の告知を要しないものとする。
3. 施設の一部利用停止にとどまる場合、会費の返還は行わず、所定の会費を徴収する。
4. 施設の全部を休業する場合には、以下に定める対応を行う。ただし、他店舗での代替利用が可能な場合は対象外とする。
 - ① 月間7営業日以内の休業については、所定の会費を徴収する。
 - ② 月間8営業日以上 of 休業については、休業日数分を日割り計算のうえ返金する。

第26条（個人情報保護）

1. 会社は、会員等から取得した氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、生年月日、健康情報その他の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他関係法令およびガイドライン等を遵守し、これを適切に管理および保護するものとする。
2. 会社は、取得した個人情報を、以下の目的の範囲内で利用するものとする。
 - ① 本クラブの入会、登録、契約、会費管理等に関する業務を遂行するため
 - ② 本クラブのサービス提供、施設の運営および安全管理を行うため
 - ③ 会員に対する連絡、案内、アンケートの実施および緊急時対応を行うため
 - ④ サービス品質向上および新サービス開発のための統計的分析を行うため

3. 会社は、個人情報第三者に提供または開示しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでないものとする。

- ① 本人の同意を得た場合
- ② 法令に基づく場合
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合
- ④ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合

4. 会社は、業務の一部を外部に委託する場合、個人情報を適切に取り扱うよう、当該委託先と必要な契約を締結し、必要かつ適切な監督を行うものとする。

5. 会員は、自己の個人情報について、会社に対し、開示、訂正、削除、利用停止等を請求することができるものとする。会社は、当該請求が適正であると認めた場合、速やかに対応するものとする。

6. 個人情報の詳細な取扱いについては、会社が別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、同ポリシーは会社のウェブサイトに掲載するものとする。

第 27 条（利用制限） 会社は、スクール、イベントその他の目的により、施設の全部または一部を会員以外に貸与することがあり、この場合、会員に対して利用を制限することができる。

第 28 条（施設の閉鎖）

1. 会社は、以下のいずれかに該当する場合、施設の全部または一部を閉鎖または本クラブを解散することができる。この場合、会員は名目の如何を問わず、損害賠償請求等の異議申立てを行うことができない。

- ① 天災、地変その他不可抗力により施設の利用が不可能となったとき
- ② 経営上の理由により事業継続が困難と判断されるとき

2. 前項によりクラブが解散または全施設が閉鎖される場合には、第 24 条第 3 項に準じて、納入済会費の返金を行う。

第5章その他

第29条（反社会的勢力の排除）

1. 会社および会員は、相互に、現在および将来にわたって、自らが次の各号に定める反社会的勢力に該当しないことを保証する。

- ① 暴力団
- ② 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係企業
- ⑤ 総会屋等、社会運動標榜ゴロ等
- ⑥ 前各号に準ずる者

2. 会員が前項に違反していることが判明した場合、会社は当該会員に対し、何らの催告なく会員契約を解除することができるものとし、当該会員はこれに伴う損害賠償その他一切の請求を行わないことに同意するものとする。

第30条（会則の改定）会社は、必要と認めた場合には本会則を改定することができるものとし、改定にあたってはその適用開始日の2ヶ月前までに施設内への掲示および会社ウェブサイトへの掲載により会員に通知する。

当該改定は、全会員に対して適用されるものとする。

附則

本会則は、2025年（令和7年）8月1日より施行する。